

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和7年5月16日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400390号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500006号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年7月、同年12月、平成22年7月、同年12月、平成23年7月、同年12月及び平成28年7月の賞与支払年月日及び標準賞与額については、別表のとおり訂正することが必要である。

平成21年7月、同年12月、平成22年7月、同年12月、平成23年7月、同年12月及び平成28年7月の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年7月、同年12月、平成22年7月、同年12月、平成23年7月、同年12月及び平成28年7月の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年7月  
② 平成21年12月  
③ 平成22年7月  
④ 平成22年12月  
⑤ 平成23年7月  
⑥ 平成23年12月  
⑦ 平成28年7月

A社から請求期間①から⑦までの各期間に賞与の支給を受けたが、年金記録では、当該各期間の標準賞与額に係る記録がない。当該各期間の賞与に係る給料支払明細書を提出するので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から⑦までの各期間について、請求者から提出された賞与に係る給料支払明細書、A社から提出された賞与に係る計算表及び賞与に係る給料支払明細書(控)並びに事業主の回答から、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、前述の給料支払明細書等により確認できる賞与額から、別表のとおりとすることが妥当である。

また、請求期間①から⑦までの各期間に係る賞与支払年月日については、A社の事業主の回答等から、別表のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑦までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

別表【厚生年金特例法による訂正】

請求期間	賞与支払年月日	標準賞与額
①	平成21年7月22日	30万円
②	平成21年12月17日	26万9,000円
③	平成22年7月21日	31万8,000円
④	平成22年12月17日	29万6,000円
⑤	平成23年7月20日	32万8,000円
⑥	平成23年12月19日	31万6,000円
⑦	平成28年7月19日	32万4,000円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400325号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2500006号

## 第1 結論

昭和63年10月から平成2年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年10月から平成2年9月まで

A市B区役所から私の国民年金保険料を納付するようにと郵便物が届いたことを受け、平成2年10月に母が同区役所に出向き、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その際、国民年金保険料は2年間遡って納付することができると教えてもらい、この手続も母が行ってくれた。後日、2年分の国民年金保険料の納付書が届いたので、母が私の現年度分及び請求期間の過年度分を合わせた国民年金保険料を、毎月、郵便局又は銀行で2年間納付してくれていた。

しかし、請求期間は、国民年金保険料を納付した記録となっていないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成2年10月に母がB区役所において、私の国民年金の加入手続を行ってくれた旨、及び母が私の現年度分及び請求期間の過年度分を合わせた国民年金保険料を、毎月納付してくれていた旨主張している。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受けるところ、請求者の記号番号(現在の基礎年金番号、以下同じ。)は、当該記号番号の前後の被保険者の記録、及び請求者の国民年金第1号被保険者資格の取得年月日(昭和60年\*月\*日)に係る処理年月日(平成4年11月6日)の記録から判断すると、A市B区において、平成4年10月頃に行われた国民年金の加入手続により払い出されたものと推認でき、当該加入手続時点において、請求者又は請求者の母は、国民年金法の時効の規定により、請求期間のうち大半の期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者の主張どおりに請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求者の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となる場所、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。